

みつとも学童クラブ重要事項説明書

学童保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者

名 称	社会福祉法人 専勝会
所 在 地	福岡県八女市黒木町本分1318番地1
電 話 番 号	0943-42-3550
代 表 者 の 氏 名	理事長 佐々木俊麿
設 立 認 可 年 月 日	昭和50年3月18日

2 利用施設

施 設 の 種 類	放課後児童健全育成事業（学童保育）
施 設 の 名 称	みつとも学童クラブ（みつともこども園学童保育）
施 設 の 所 在 地	福岡県八女市立花町谷川1250番地1 当分の間、白土公民館（福岡県八女市立花町谷川1247番地1）に置きます
連 絡 先	TEL 0943-37-1336 FAX 0943-24-8555
管 理 者	みつともこども園園長 佐々木撰
対 象 児 童	児童福祉法の定めるところにより、小学1年生から6年生までの留守家庭等の児童
利 用 定 員	小学生 31人（移転前は15人）
開 設 年 月 日	令和8年4月1日

3 サービス目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、1年生から6年生までの留守家庭等の児童に家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、児童の健全な育成を図ります。

- (1) 学童保育の提供に当たっては、児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するよう努めます。
- (2) 家庭との緊密な連携の下に児童の状況や発達過程を踏まえ、最もふさわしい遊び及び生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 児童の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	3515.63 m ²
	園 庭	925.64 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 平屋建
	延 べ 面 積	1021.78 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
学 童 保 育 室	1室	
多 目 的 室	1室	
遊 戯 室（ホ ー ル）	1室	
職 員 室	1室	医務コーナー
相 談 室	1室	
一 時 保 育 室	1室	

当分の間、学童保育室を白土公民館に置きます。

5 職員の状況

令和8年4月1日現在

職 種	常勤	非常勤	職 務
園 長	1名		職員及び業務を管理する
主 幹 保 育 教 諭	1名		園長を補佐し、職員を統括する
放 課 後 児 童 支 援 員	2名	0名	学童保育に従事する
放 課 後 児 童 補 助 員	0名	2名	学童保育に従事する

当園では、「八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八女市条例第27号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、学童保育の実施に必要な職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（9時～18時）
主 幹 保 育 教 諭	正規の勤務時間帯（9時～18時）
放 課 後 児 童 支 援 員 放 課 後 児 童 補 助 員	正規の勤務時間帯（14時～19時）

※ローテーションにより各放課後児童支援員（補助員）の勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

6 学童保育を提供する日

学童保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から31日、1月2日と3日）及びみつともこども園が定める日は休園となります。

7 学童保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。ただし、午後6時以降は延長保育とします。

授業日 放課後から午後6時

学校休業日 午前7時30分から午後6時

振替休業日 午前7時30分から午後6時

8 提供する学童保育の内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）および放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号「放課後児童クラブ

運営指針」の策定について）踏まえ以下の学童保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 遊び及び生活の場の提供

上記7に記載する時間において、遊び及び生活の場を提供します。

(2) おやつ提供

上記7に記載する時間において、授業日、学校休業日又は振替休業日の提供時間に応じて適宜おやつを提供します。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) 宿題、学習の対応の提供

宿題や日常の学習の手助け、確認をします。

(4) その他

・一時利用

一時利用は、1日単位で学童保育を利用することができます。

※上記6に記載する休園となる日は、一時利用も休園となります。

9 利用料金

(1) 学童保育に係る利用者負担金等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

(2) 登降園時刻の記録

保護者は、登降園管理システムにより児童の登降園時刻を記録するものとします。ただし、児童のみによる下校時等登降園時刻の記録が困難な場合を除きます。

「7 保育を提供する時間」の時間は、登降園管理システムに記録された時刻によります。降登園時刻、降園時刻の一方又は両方が記録されていない場合には、登園時刻を午前7時、降園時刻を午後7時とすることがあります。

「8の(4)その他」の時間は、当園職員が記録した降園時刻によります。

10 利用終了に関する事項

当園は、以下の場合には学童保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校を卒業したとき

(2) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関名称	中村内科医院
医院長名	中村 卓郎
所在地	八女市立花町谷川1176-2
電話番号	0943-42-0336

(2)歯科

医療機関名称	堤歯科医院
医院長名	堤 康記
所在地	八女市立花町谷川992-6
電話番号	0943-37-1470

1.2 緊急時の対応

児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者が指定した医療機関又は嘱託医及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園は、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	窓口担当者	主幹保育教諭
	ご利用時間	9時から18時
	電話番号	0943-37-1336
	FAX番号	0943-24-8555
	e-mail	soudan@mitsutomohoikuen.jp
	解決責任者	園長
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	八田雅邦	電話番号 0943-42-3022
		八女市黒木町
	矢ヶ部尚美	電話番号 0943-37-1051
		八女市立花町
運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)	電話番号 092-915-3511	
	福岡県春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ4階	

話し合いにより解決できない場合は、福岡県社会福祉協議会の運営適正化委員会に申し出ることができます。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。	
防災設備	自動火災報知設備	有
	非常警報装置	有
	火災通報装置	有
	誘導灯	有
	消火器	有
	ガス漏れ警報機	有
	その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、月1回以上実施します。	

15 利用者に対するの保険の種類・保険の内容・保険金額

当園は、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	保 険 の 内 容	保 険 金 額
傷 害 保 険	死亡・後遺障害（1名・1事故）	500万円・1億円
	入院保険金日額（1名・1事故）	3,000円・6万円
	通院保険金日額（1名・1事故）	2,000円・4万円

16 当園におけるその他の注意事項

宗 旨 ・ 宗 教 活 動	子どもたちは、仏教行事に参加することがあります。 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動はご遠慮ください。
政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
喫 煙	敷地内（駐車場を含む。）は禁煙です。
基 準 時 計	登降園システムの端末に表示されている時刻または登降園システムに記録された時刻

17 その他の事項

生活保護を受給されている方は、収入認定の際に、就労収入から学童保育料（保護者負担金）が必要経費として控除されます。詳しくは福祉事務所の地区担当員にお尋ねください。

18 虐待防止について

- (1) 職員は「児童虐待の防止等に関する法律」を理解し、身体的虐待や心理的虐待を園児に与えないこと、学童クラブで虐待にあっていないことを証明できるよう、児童の傷についてもいどこで出来た傷か説明できるよう注意を怠らず、保護者との信頼関係を構築します。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。また、家庭で傷を作ってきた場合は、原因について保護者に説明を求めます。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、研修を行います
- (4) 家庭環境により虐待の危険性が高い児童については、十分な援助を心掛け、専門機関との連携を十分取ります。

19 カスタマーハラスメントの禁止

- (1) 当園は、保護者等の言動であって、職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害する行為を禁止します。
- (2) 禁止する行為を以下に例示します。

身体的攻撃	暴力、傷害、物の投てき、器物損壊、自傷他害の示唆・ほのめかし
精神的攻撃	脅迫、威圧、大声での恫喝、侮辱、名誉・信用の毀損、人格否定、差別的言動
セクシャルハラスメント 過剰・不当要求	不要な接触、卑猥な言動、性的要求、裸体の強要、性別役割の押しつけ 契約外の強要、土下座・不合理な謝罪の要求、特定職員の指名・排除の執拗な要求、法令・運営基準違反の要求
拘束的行為	正当理由のない長時間・反復の面談や電話・回答の要求、夜間・早朝の執拗な連絡
プライバシー侵害	個人情報の詮索・開示の示唆、ストーカー行為、つきまとい、待ち伏せ、無断録音・撮影：職員や他利用者の無許可録音・撮影・配信、業務の適正運営を妨げる記録行為、SNS・ロコミ中傷：虚偽・誇張・脅しを伴う投稿、名誉・信用を害する継続的拡散
その他	危険物・違法薬物の持込み、著しい飲酒・錯乱、危険動物の放し飼い、車内・送迎時の危険行為等

みつとも学童クラブ運営規程（別表3）

みつとも学童クラブ重要事項説明書（別表）

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
バス遠足代	貸切バス代、入場料等	4,000円程度

※金額は予告なく改定することがあります。

2 利用者負担金

月極利用 ただし、免除者を除く	8月を除く月	月額	5,500円	
	8月	月額	7,000円	
	夏休み		8,500円	
	夏休み後の8月		1,500円	8月25日～31日
	冬休み		3,000円	
	春休み（3月）		2,750円	
	春休み（4月）		2,750円	
一時利用	全日		1,000円／日	
延長	18時以降		200円／時	限度額1,000円
	19時以降		400円／時	限度額はありませぬ

*時間の計算は、1時間単位の切り上げになります。

※金額は予告なく改定することがあります。